

特定健診情報返戻一覧表<エラー内容と原因&対処>について

下記マスタ・台帳については、保険者から提供された国保連合会に登録されている情報で、実施機関からの請求データと照合しています。

- ・受診券発行台帳とは、保険者が発行した受診券・利用券の情報です。
- ・被保険者マスタとは、健診日または保健指導利用日における、国保または後期高齢者の被保険者資格の有無をチェックするための情報です。
- ・健診等契約マスタとは、契約先機関番号や基本・詳細・追加健診等の契約単価の情報です。

NO	エラー内容(メッセージ)	原因	対処
1	健診実施年月日が受診券有効期間を経過しています。	①受診券有効年月日確認不足 ②入力誤り(健診実施日、有効年月日)	受診券を確認してください。有効期間を過ぎて受診した場合は、保険者にお問い合わせ願います。
2	健診実施年月日が平成20年4月1日から本システム受付日の間の範囲外となっています。	入力誤り等、健診実施日が平成20年3月31日以前になっている。	健診実施日を確認してください。
3	基本的な健診の窓口負担金額が単価情報、受診券情報から算出した値と一致しません。	負担区分、負担額が受診券と異なっている	受診券を確認してください。
4	追加健診・人間ドックの窓口負担金額が単価情報、受診券情報から算出した値と一致しません。	負担区分、負担額が受診券と異なっている	受診券を確認してください。
5	単価合計金額が各健診単価金額(基本、詳細、追加、人間ドック)の合計と一致しません。	左記のとおり	入力値を確認してください。
6	保険者への請求金額が単価合計金額から他の検診による負担金額、窓口負担合計金額を減算した値と一致しません。	左記のとおり	訂正して再請求してください。 なお、国保被保険者・後期高齢者の場合、「他の検診による負担金」欄は「0(ゼロ)」としてください。
7	貧血検査の詳細健診単価金額が入力されていますが、貧血検査健診結果が未入力です。	・貧血検査結果入力もれ ・貧血検査の詳細健診単価金額入力誤り	入力内容を確認してください。
8	貧血検査の詳細健診単価金額が入力されていますが、貧血検査実施理由が未入力です。	・貧血検査実施理由入力もれ ・貧血検査の詳細健診単価金額入力誤り	実施理由を入力してください。 ※詳細な健診として実施した場合は実施理由必須。 ただし、保険者が詳細健診項目を全員に実施することとしている場合は、追加健診扱い(実施理由不要)となります。 ※未実施の場合「0円」を入力しないでください。

NO	エラー内容(メッセージ)	原因	対処
9	心電図検査の詳細健診単価金額が入力されていますが、心電図検査健診結果が未入力です。	・心電図検査結果入力もれ ・心電図検査の詳細健診単価金額入力誤り	入力内容を確認してください。
10	心電図検査の詳細健診単価金額が入力されていますが、心電図検査実施理由が未入力です。	・心電図検査実施理由入力もれ ・心電図検査の詳細健診単価金額入力誤り	実施理由を入力してください。 ※詳細な健診として実施した場合は実施理由必須。 ただし、保険者が詳細健診項目を全員に実施することとしている場合は、追加健診扱い(実施理由不要)となります。 ※未実施の場合「0円」を入力しないでください。
11	眼底検査の詳細健診単価金額が入力されていますが、眼底検査健診結果が未入力です。	・眼底検査結果入力もれ ・眼底検査の詳細健診単価金額入力誤り	入力内容を確認してください。
12	眼底検査の詳細健診単価金額が入力されていますが、眼底検査実施理由が未入力です。	・眼底検査実施理由入力もれ ・眼底検査の詳細健診単価金額入力誤り	実施理由を入力してください。 ※詳細な健診として実施した場合は実施理由必須。 ただし、保険者が詳細健診項目を全員に実施することとしている場合は、追加健診扱い(実施理由不要)となります。 ※未実施の場合「0円」を入力しないでください。
13	追加健診単価金額が設定されていますが、対応する健診結果が未入力です。	・追加健診項目結果入力もれ ・追加健診単価金額入力誤り	入力内容を確認してください。
14	検査項目コード(JLAC10)が決められたコード以外(特定健診項目テーブルに存在しないコード)となっています。	左記のとおり	検査項目コードを確認してください。
15	特定健康診査の健診必須項目が実施されていません。	左記のとおり	入力もれ等を確認してください。 なお、尿検査について、生理中の女性や腎疾患等により排尿障害を有している者について検査を断念した場合は、下記のいずれかでデータを作成してください。 ①尿検査を「測定不能」とする。 ②尿検査の欄自体を出現させず、かつ「医師の診断(判定)欄に省略せざるを得なかった理由を記録する。
16	生活機能評価の検査実施パターンに誤りがあります。	生活機能評価同時実施している場合で必要な項目が漏れている。	本会ホームページ掲載の「生活機能評価同時実施に係る必須項目」を御覧ください。
17	保険証での受診を許可しない保険者の場合、受診券整理番号、有効期限は省略できません。	静岡県の保険者では、保険証のみでの健診受診を許可している保険者はないため、受診券整理番号、有効期限は省略できない。	受診券整理番号、有効期限等を確認し入力してください

NO	エラー内容(メッセージ)	原因	対処
18	入力を受診券整理番号が受診券発行台帳に存在しません。	・入力を受診券整理番号は保険者で発行していない。 ・受診券整理番号、保険者番号、被保険者番号等が誤っている。	被保険者証、受診券整理番号を確認してください。
19	受診券発行台帳上では入力を受診券は無効な状態となっています。	何らかの理由により受診券が無効となっている。	被保険者証、受診券整理番号を確認してください。 誤りがない場合は保険者に連絡してください。
20	健診結果情報の受診券有効期限と受診券発行台帳の有効期限が一致しません。	受診券有効期限入力誤り	受診券を確認してください
21	決済情報の基本的な健診の窓口負担情報と受診券発行台帳の基本的な健診の窓口負担情報の相関に誤りがあります。	受診券の窓口負担区分、窓口負担額と相違	受診券を確認してください
22	決済情報の詳細な健診の窓口負担情報と受診券発行台帳の詳細な健診の窓口負担情報の相関に誤りがあります。	受診券の窓口負担区分、窓口負担額と相違	受診券を確認してください
23	決済情報の追加健診の窓口負担情報と受診券発行台帳の追加健診の窓口負担情報の相関に誤りがあります。	受診券の窓口負担区分、窓口負担額と相違	受診券を確認してください
24	健診実施年月日時点の被保険者マスタが存在しません。	・健診実施日に国保資格がない(資格喪失) ・保険者番号、被保険者番号、受診券整理番号などが誤っている	被保険者証・受診券を確認してください。 誤りがない場合は保険者に連絡してください。
25	結果情報の被保険者証等番号と被保険者マスタの被保険者証等番号が一致しません。	保険者番号、被保険者番号、受診券整理番号入力誤り	被保険者証、受診券整理番号を確認してください。 すべて合致している場合は保険者にお問い合わせください。 ※先頭「0(ゼロ)」省略不可 ※後期高齢者被保険者番号は8桁必須
26	取りまとめ機関経由で提出した場合の契約は、1:N契約である必要があります。	特定健診等の契約が1:1(保険者:実施機関)であるにもかかわらず、医師会取り纏め形式で請求ファイルを作成している。	個別(1:1)請求形式の請求ファイルを作成してください。

NO	エラー内容(メッセージ)	原因	対処
27	健診等契約マスタが存在しません。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者と契約締結していない ・集団健診のみ契約であるが健診区分が個別健診になっている(この逆もあり) ・健診区分(集団・個別)と契約健診単価が相違 ・追加健診は契約していないにもかかわらず追加健診を請求している(特に集合契約B) ・医師会取りまとめ請求をしている場合で、市町国保分請求ファイルに集合契約Bに係るデータが混在している 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約内容、請求データを確認してください。 ・契約形態が1:Nと1:1を同一ファイル内に混在させることはできないためファイルを分けてください。(1:1とN:N混在は可) ・なお、複数ファイルを提出する際はファイル名が重複しないようにしてください。
28	基本的な健診の単価金額は健診等契約マスタの特定健診単価(基本)以下である必要があります。	基本的な健診の単価金額が契約単価を上回っている。	入力値、契約書を確認してください。
29	眼底検査の単価金額は健診等契約マスタの特定健診単価(詳細:眼底検査)以下である必要があります。	眼底検査の単価金額が契約単価を上回っている。	入力値、契約書を確認してください。
30	追加健診の合計単価金額は健診等契約マスタの追加健診上限額以下である必要があります。	追加健診の単価合計金額が契約金額を上回っている。	入力値、契約書を確認してください。
31	同一受診者の記録が、受付データ内に2件以上存在します。(重複エラー)	同一受診券整理番号のデータが複数存在する。	重複対象者の被保険者証・受診券を確認してください。
32	同一受診者の記録が、既に正当済となり台帳に登録されています(重複エラー)。	既に支払済みの受診者のデータである。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証、受診券整理番号を確認してください。 ・過去に請求した際の検査データや金額誤りについて再請求する場合は、まず保険者に連絡をしてから再請求してください。(検査結果値の誤りは保険者へ連絡すれば訂正できますが、検査項目の入力漏れや金額誤りは過誤調整扱いとなります。)
33	追加健診の保険者請求額が健診等契約マスタの生活機能評価差引額以下となっています。(生活機能評価同時実施の場合)	追加健診(生活機能検査)の単価合計誤り。	入力値、契約書を確認してください。
34	国保保険者の場合、健診実施年月日が75歳到達日の前日以前でないと特定健診を受診できません。	<ul style="list-style-type: none"> ・国保被保険者として75歳になってから受診した ・健診受診日、生年月日入力誤り ・保険者番号・被保険者番号・受診券整理番号が誤っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳になってから受診した場合は保険者にお問い合わせください。 ・健診受診日、生年月日を確認してください。 ・保険者番号・被保険者番号・受診券整理番号を確認してください。